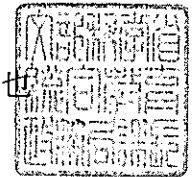


30 教生推 16 号
平成30年12月28日

各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長 殿
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長
久保田 達也



(印影印刷)

爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁
からの依頼について（通知）

2020年開催のオリンピック・パラリンピック東京大会等に向け、テロ等の違法行為の未然防止に万全を期すため、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等について、別添のとおり、警察庁から文部科学省に対し協力を依頼されています。

近年、学校等に保管されている爆発物の原料となり得る化学物質を窃取し、爆発物製造を企てる事案等が発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等の違法行為が行われる可能性も否定できないと考えられます。

このため警察では、爆発物の原料となり得る化学物質11品目（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）への対策を推進しており、これらの化学物質の学校等における管理強化等を一層推進することが求められています。

つきましては、これまでも当省より依頼（平成27年3月27日付生推第30号「爆発物の原料となり得る化学物質等の管理強化等に関する警察庁からの依頼について（通知）」）していましたが、今回の依頼の趣旨を踏まえ、以下の点に留意し、学校に保管されている上記11品目を含む毒物、劇物等の化学物質に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等の周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

各都道府県及び各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課にあっては、所管又は所轄の専修学校・各種学校に対して、国立大学長にあっては、その管下の専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあっては、所管の専修学校に対して、本件について周知いただくようお願いします。

1. 化学物質等の現在の保管状況の把握、定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行うこと
2. 施錠設備のある保管場所への保管及び確実な施錠を行うこと
3. 児童、生徒、学生等のみでの保管場所への立入り及び取扱いを禁止すること
4. 毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第16条の2第2項に基づき、取扱いに係る化学物質等が盗難に遭い、又は紛失したときは、当該化学物質の悪用を防ぐため、直ちに警察署に届け出ること
5. 児童、生徒、学生等に対し、化学物質等の誤った取扱いによる危険性等について、指導を行うこと

(参考①) 厚生労働省関連URL（毒物劇物の安全対策）

<http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html>

(参考②) 近年における学校等に保管されている毒物、劇物等の化学物質を窃取された事案等の報道

○平成28年1月 宮崎県 高校の化学準備室の硫酸等が窃盗された事案

宮崎県内の高校において、1階の窓ガラスが割られていることを職員が発見し、警察へ通報。化学準備室のドアが破壊され、室内から硫酸の入った500ミリリットルの瓶3本や、硝酸の入った500ミリリットルの瓶3本等が盗まれていた。

○平成30年1月 静岡県 中学生が水銀を学校から持ち出し飛散させた事案

中学校生徒が理科の実験で使う水銀約500グラム（40CC）を持ち帰り、自宅敷地内に誤って落とし、飛散。水銀は通常、薬品庫に施錠して保管し、記録簿に使用日を記入するが、教諭は記入を怠っていた。

○平成30年8月 愛知県 高い殺傷能力を持つ爆発物を製造した事案

過酸化アセトン（TATP）や四硝酸エリスリトール（ETN）を製造したとして、爆発物取締罰則違反等の容疑で大学生を逮捕。逮捕前に、同人は名古屋市内の公園で爆発実験を複数回行っていた。逮捕後、原料について「多くは、通っていた高校から取ってきた」と供述。

(本件連絡先)

総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

TEL：03-6734-2915